

大分県報

令和五年

第三九七号

四月四日

（火曜日）

目次

告示

自動車税種別割に係る徴収金の収納事務の委託	一
令和五年度大分県新規学卒者実態統計調査の実施	二
青少年に有害な興行の指定	二
令和四年度臨時種畜検査に合格した種畜	二
土地改良区の定款変更認可	二
大分県青少年の森及び大分県平成森林公園の利用に係る使用料の徴収事務の委託	三
道路の供用開始（二件）	三
都市計画事業の事業計画の変更認可（二件）	三
病院局告示	三
指定納付受託者の指定	五
公 告	五
所在不明者に対する保安林指定予定通知の掲示（二件）	五
開発行為の完了	五
競争入札参加者の資格に関する公示（二件）	六
一般競争入札の実施（二件）	八

○告示

示

大分県告示第百六十三号
地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条の二第一項の規定により、次のとおり自動車税種別割（普通徴収の方法により徴収するものに限る。）に係る徴収金の収納の事務を委託した。
令和五年四月四日

令和五年四月四日

大分県報（告示）

一

一 受託者の名称及び所在地		大分県知事 広 瀬 勝 貞	
名称	所在地	委託の内容	
地銀ネットワークサービス株式会社	東京都中央区日本橋本石町四丁目六番七号	収納事務のとりまとめ	
株式会社しんきん情報サービス	東京都港区港南一丁目八番二十七号	直営店舗及び加盟店舗における収納事務	
株式会社セイコーマート	北海道札幌市中央区南九条西五丁目四百二十一番地		
株式会社セブンーイレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町八番地八		
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目十番一号		
株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦三丁目一番二十一号		
株式会社ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地六百六十五番地の一		
ミニストップ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一		
株式会社ローソン	東京都品川区大崎一丁目十一番二号		
プリングシステム株式会社	東京都千代田区内幸町一丁目一番一号	スマートフォン等の電子機器による決済サービス収納事務	
PayPay株式会社	東京都千代田区紀尾井町一番三号		
LINE Pay株式会社	東京都品川区西品川一丁目一番一号		
二 委託期間	令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで		

大分県告示第百六十四号

大分県統計条例(平成二十一年大分県条例第十四号)の規定に基づき、大分県新規学卒者実態統計(県基幹統計第八号)を作成するため、令和五年度大分県新規学卒者実態統計調査を次のとおり実施する。

令和五年四月四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 調査の目的

県内の新規学卒者の進学、就職等の進路状況を県内及び県外別に調査し、卒業者の流動状況を明らかにすることを目的とする。

二 調査の範囲

県内にある大学、短期大学、高等専門学校、専門課程を有する専修学校及び高等学校の令和四年度間の卒業者

三 調査事項

- 1 大学、短期大学、高等専門学校及び専門課程を有する専修学校
進学者数並びに就職先の地域別及び産業別の就職者数
- 2 高等学校
進学先別の進学者数及び就職先の地域別の就職者数

四 調査の期日

令和五年五月一日現在によって行う。

五 調査の方法

別に定める調査票を用いて行う。

六 その他

この調査は、大分県統計条例第二条第二項に規定する県基幹統計である。

大分県告示第百六十五号

次の興行は、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるので、青少年の健全な育成に関する条例(昭和四十一年大分県条例第四十号)第二十条第二項の規定により、これを有害興行に指定した。

令和五年四月四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

指定年月日	種類	題名	制作社名 又は配給社名	指定理由
-------	----	----	----------------	------

令五・三・一三	映画	人妻一番！ 二人きりトウナイト	オーピー映画	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を害するおそれがある。
"	"	恋愛相談 おクチにできないお年頃	オーピー映画	
"	"	痴漢探し 誘惑のミニスカート	新東宝映画	

大分県告示第百六十六号

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第四条第一項第一号の規定による令和四年度の臨時種畜検査に合格した種畜は、次のとおりである。

令和五年四月四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

種畜証明書番号	名前	品種	検査成績
32244990004	LL6307	その他	級外
32244990005	LL6417	その他	級外
32244990006	TL4055	その他	級外
32244990007	TL4090	その他	級外
32244990008	TL4119	その他	級外
32244990009	TL4162	その他	級外
32244990010	TW7579	その他	級外
32244990011	TW8139	その他	級外
32244990012	TW7548	その他	級外

大分県告示第百六十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。

令和五年四月四日

昭和井路土地改良区		大分市	大分県知事 広瀬勝貞
土地改良区名	所在地	認可年月日	大分県知事 広瀬勝貞
<p>大分県告示第百六十八号</p> <p>地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次のとおり大分県青少年の森及び大分県平成森林公園の利用に係る使用料の徴収事務を委託した。</p> <p>令和五年四月四日</p> <p>大分県知事 広瀬勝貞</p> <p>一 受託者の住所及び名称 大分市花園二丁目六番四十六号 公益財団法人森林ネットおおいた 理事長 大友進一</p> <p>二 委託期間 令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで</p> <p>大分県告示第百六十九号</p> <p>道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。</p> <p>その関係図面は、令和五年四月四日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。</p> <p>令和五年四月四日</p> <p>大分県知事 広瀬勝貞</p>			
道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日	大分県知事 広瀬勝貞
県道赤根富来浦線	国東市国見町赤根字中野八三二番一、二地先から 国東市国見町赤根字的石九四三番一、地先まで	令五・四・四	
<p>大分県告示第百七十号</p> <p>道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。</p> <p>その関係図面は、令和五年四月四日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。</p> <p>令和五年四月四日</p> <p>大分県知事 広瀬勝貞</p>			
道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日	大分県知事 広瀬勝貞
県道国東安岐線	国東市安岐町下原字ミナト二四七一番二〇から 国東市安岐町下原字川原二七一六番二四まで	令五・四・四	
<p>大分県告示第百七十一号</p> <p>都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。</p> <p>令和五年四月四日</p> <p>大分県知事 広瀬勝貞</p> <p>一 施行者の名称 大分市</p> <p>二 都市計画事業の種類及び名称 大分都市計画下水道事業 大分市公共下水道</p> <p>三 事業施行期間 変更前 昭和四十一年四月一日から令和九年三月三十一日まで 変更後 昭和四十一年四月一日から令和十一年三月三十一日まで</p> <p>四 事業地 1 収用の部分 (植田処理区)</p> <p>昭和四十七年大分県告示第六百九十三号、昭和五十五年大分県告示第千四百八十七号、昭和六十年大分県告示第千四十八号、昭和六十二年大分県告示第千二百七十三号、平成四年大分県告示第六百五十一号、平成七年大分県告示第百五十四号、平成十一年</p>			

令和五年四月四日

大分県報（告示）

大分県告示第五百九十六号、平成十二年大分県告示第八百六十八号、平成十四年大分県告示第五百六十六号、平成十七年大分県告示第五十四号、平成十九年大分県告示第五百四号、平成三十年大分県告示第六百号及び令和四年大分県告示第二百十四号の事業地のうち、大字巨野原字連田及び字ササユエの各一部並びに大字中判田字申喰の一部を削る。

(中央処理区)

昭和四十七年大分県告示第六百九十三号、昭和四十八年大分県告示第一百十二号、昭和五十一年大分県告示第九百六十八号、平成元年大分県告示第二百八十三号、平成三年大分県告示第九十八号、平成七年大分県告示第二百五十四号、平成十一年大分県告示第五百九十六号、平成十六年大分県告示第九十九号、平成十八年大分県告示第六百五号、平成十九年大分県告示第五百四号、平成二十四年大分県告示第七百七十一号、平成二十七年大分県告示第四百二十三号、平成三十年大分県告示第六百号、平成三十一年大分県告示第二百四十九号、令和二年大分県告示第二百八十二号及び令和四年大分県告示第二百十四号の事業地のうち、青葉台二丁目の一部、王子山の手町の一部、大字金谷道字大谷、字中ヲハ子及び字吉田台の各一部、高崎四丁目の一部並びに大字駄原字荒牧、字打振、字奥ノ地、字栗迫、字高尾、字立ノ堺、字ダンダン、字生石平、字丸尾及び字箕畑の各一部を追加する。

(東部処理区)

昭和四十八年大分県告示第一百十二号、昭和六十年大分県告示第四十八号、平成三年大分県告示第九十八号、平成十一年大分県告示第五百九十六号、平成十四年大分県告示第五百六十六号、平成十七年大分県告示第五十四号、平成二十四年大分県告示第七百七十一号、平成二十七年大分県告示第四百二十三号、平成三十年大分県告示第六百号、令和三年大分県告示第二百四十三号及び令和四年大分県告示第二百十四号の事業地のうち、大字猪野字猪野原、字地藏本、字原口、字法勝寺及び字山野の各一部、大字葛木字井ノ谷、字大井、字北原、字土佐屋敷、字中尾、字西上、字瑞壽院、字南谷、字南屋敷及び字明谷庵の各一部、法勝台三丁目の一部、大字森字多井、字桑本、字芝田及び字道目の全部並びに字赤田、字荒木、字大嶋、字北原、字九ノ坪、字曲尺手、字鋤原、字瑞正寺、字斗代、字野入、字宮田及び字六反田の各一部、大字横尾字桜谷及び字利尾の全部並びに字穴井、字猪野原、字上鴨園、字大久保、字大田平、字梶ヶ迫、字芝尾、字芝尾北、字高尾、字田迎、字二目川、字若宮及び字渡田迎の各一部、横尾東町一丁目の一部、横尾東町三丁目の一部並びに横尾東町四丁目の全部を追加する。

(大在処理区)

昭和五十三年大分県告示第三百二十二号、昭和六十二年大分県告示第九百三十号、平成十一年大分県告示第五百九十六号、平成十四年大分県告示第五百六十六号、平成十六年大分県告示第九十九号、平成十七年大分県告示第五十四号、平成十七年大分県告示第九百七号、平成十八年大分県告示第六百五号、平成十九年大分県告示第五百四号、平成二十四年大分県告示第七百七十一号、平成二十七年大分県告示第四百二十三号、平成三十年大分県告示第六百号、平成三十一年大分県告示第二百四十九号及び令和四年大分県告示第二百十四号の事業地のうち、青崎二丁目の一部、曙台三丁目の一部、大字北字崩末の一部、大字志村字川平、字谷ヶ迫及び字丸ノ口の各一部並びに大字政所字鷲尾、字久保田及び字立岩の各一部を追加する。汚水のみ上記に加え、大字一木字内無川、字炭床及び字善福寺の各一部を追加する。

(南部処理区)

昭和六十一年大分県告示第三百七十二号、昭和六十一年大分県告示第九百四十号、平成元年大分県告示第九百八十三号、平成二年大分県告示第九百三十六号、平成四年大分県告示第九百二十一号、平成十年大分県告示第六百八十二号、平成十四年大分県告示第五百六十六号及び平成三十年大分県告示第六百号の事業地のうち、大字下戸次字中姉子の一部並びに大字中戸次字西道条、字東道条、字東浦及び字荒内の各一部を削る。

2 使用の部分

(植田処理区)

変更なし

(中央処理区)

変更なし

(東部処理区)

変更なし

(大在処理区)

変更なし

(南部処理区)

変更なし

大分県告示第七百七十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

令和五年四月四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 施行者の名称
臼杵市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
臼杵都市計画下水道事業
臼杵公共下水道
事業施行期間
変更前 昭和五十三年一月三十一日から令和五年三月三十一日まで
変更後 昭和五十三年一月三十一日から令和十二年三月三十一日まで
- 四 事業地
1 取用の部分
変更なし
2 使用の部分
変更なし

○病院局告示

大分県病院局告示第三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第二項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定した。
令和五年四月四日

名称	所在地	指定をした日
イオンクレジットサービス株式会社	東京都千代田区神田錦町一丁目一番地	令五・三・一〇

一 指定納付受託者の名称及び所在地
大分県病院局長 井 上 敏 郎

○公 告

二 指定納付受託者が取り扱うことができる歳入等
キャッシュレス決済の方法により納付する大分県立病院の利用に係る料金等

令和五年四月四日

大分県報（告示・病院局告示・公告）

五

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により通知した次の者については、その所在が不明なので、同法第百八十九条の規定により、当該通知の内容を保安林予定森林の所在する市町村の事務所に掲示する。
令和五年四月四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 所在の不明な者の氏名又は名称及び掲示場所
所在の不明な者の氏名又は名称
株式会社宮島総業
佐伯市役所

二 通知の要旨
令和四年十二月二十七日付け大分県告示第五百十四号により行つた森林法第三十条の規定による通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により通知した次の者については、その所在が不明なので、同法第百八十九条の規定により、当該通知の内容を保安林予定森林の所在する市町村の事務所に掲示する。
令和五年四月四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 所在の不明な者の氏名及び掲示場所
所在の不明な者の氏名
小野 金三郎
由布市役所

二 通知の要旨
令和五年三月十日付け大分県告示第百十二号により行つた森林法第三十条の規定による通知
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第二項の規定により、次の開発区域の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。
令和五年四月四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 開発区域に含まれる地域の名称
中津市大字永添字安久二千六百四十六番九及び字六畝町二千六百八十四番五十二（二工区）

二 開発区域の面積
二万九百四十九・八二平方メートル
許可を受けた者の住所及び名称・氏名
中津市豊田町十四番地三

中津市土地開発公社
理事長 前田良猛
完了検査年月日
令和五年三月八日

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三十七号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので次のとおり公示する。
令和五年四月四日

大分県知事 広瀬勝貞
一 調達をする物品等の種類
大分県警察情報管理システム用サーバ等賃貸借契約
二 競争入札の参加者の資格

1 次の(一)から(六)までのいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。
(一) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）又は破産者で復権を得ない者

(二) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(三) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和二年大分県告示第三百二十六号。以下「告示」という。）第九條第一項の規定により競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過していない者

(四) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

(五) 国税又は大分県税を滞納している者
(六) 資格審査の申請を行う日（以下「申請日」という。）の属する月の前月の末日（以下「基準日」という。）において継続して事業を営んでいる期間が二年未満である者（基準日において継続して二年以上事業を営んでいた者から、当該事業に係る営業の全部又は一部を承継した者を除く。）

2 資格審査事項については、次のとおりとする。
(一) 営業年数（基準日までの営業年数をいう。）
(二) 営業実績（申請日の直前の決算期から一年前までの間の事業年度（当該事業年度の決算が申請日までに確定しない場合は、決算の確定している事業年度。以下「基準年度」という。）の販売実績や契約実績をいう。）
(三) 経営規模

イ 従業員数（基準日における営業に従事する者の数をいう。）
ロ 自己資本額（基準年度の決算における自己資本金の額をいう。）
(四) 経営比率（基準年度の決算における流動比率、自己資本固定比率及び利益率をいう。）
(五) その他知事が必要と認める事項

三 競争入札を希望する者の資格審査申請の方法等
1 申請の方法
入札参加資格のない者で入札を希望するものは、県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

2 申請書の提出先及び問合せ先
大分県会計管理局用度管財課物品調達班
〒八七〇―八五〇―一 大分市大手町三丁目一番一号
電話 ○九七―五〇六―二九五七

3 申請の時期
令和五年四月四日から同月二十四日までとする。
なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

四 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
1 有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格を取得した日から令和六年九月三十日までとする。

2 更新手続

令和六年十月一日以後、入札参加資格を得ようとする者は、告示に基づく入札参加資格の審査の申請（同年七月に申請受付）を行うものとする。

五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

- 1 申請書の交付場所
- 2 インターネットによる入手

大分県ホームページ <https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2022.html>

六 入札参加資格の取消し等

1 入札参加資格を有する者が次の(一)から(四)までのいずれかに該当する場合その他知事が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又は三年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことがある。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合

(二) 二の1の(一)から(五)までの事由のいずれかに該当する者と判明した場合

(三) 資格審査の申請書（変更届を含む。）及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載したことが判明した場合

(四) 廃業等の届出又は入札参加を希望している業種等の全てを取り下げ届出を行った場合

2 1の(一)から(三)までの事由により入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたときは、その旨を当該入札参加資格を有する者に通知するものとする。

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

令和五年四月四日

一 調達をする物品等の種類

二 競争入札の参加者の資格

1 次の(一)から(六)までのいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。
(一) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）又は破産者で復権を得ない者

大分県知事 広 瀬 勝 貞

令和五年四月四日

(二) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(三) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和二年大分県告示第三百二十六号。以下「告示」という。）第九条第一項の規定により競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過していない者

(四) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

(五) 国税又は大分県税を滞納している者

(六) 資格審査の申請を行う日（以下「申請日」という。）の属する月の前月の末日（以下「基準日」という。）において継続して事業を営んでいる期間が二年未満である者（基準日において継続して二年以上事業を営んでいた者から、当該事業に係る営業の全部又は一部を承継した者を除く。）

2 資格審査事項については、次のとおりとする。

(一) 営業年数（基準日までの営業年数をいう。）

(二) 営業実績（申請日の直前の決算期から一年前までの間の事業年度（当該事業年度の決算が申請日までに確定しない場合は、決算の確定している事業年度。以下「基準年度」という。）の販売実績や契約実績をいう。）

(三) 経営規模
イ 従業員数（基準日における営業に従事する者の数をいう。）
ロ 自己資本額（基準年度の決算における自己資本金の額をいう。）

(四) 経営比率（基準年度の決算における流動比率、自己資本固定比率及び利益率をいう。）

(五) その他知事が必要と認める事項

三 競争入札を希望する者の資格審査申請の方法等

1 申請の方法

入札参加資格のない者で入札を希望するものは、県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

2 申請書の提出先及び問合せ先
大分県会計管理局用度管財課物品調達班
〒八七〇一八五〇一 大分市大手町三丁目一番一号

大分県報（公告）

電話 〇九七―五〇六一―二九五七

3 申請の時期

令和五年四月四日から同月二十四日までとする。

なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

四 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格を取得した日から令和六年九月三十日までとする。

2 更新手続

令和六年十月一日以後、入札参加資格を得ようとする者は、告示に基づく入札参加資格の審査の申請（同年七月に申請受付）を行うものとする。

五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

1 申請書の交付場所

三の2に同じ。

2 インターネットによる入手

大分県ホームページ <https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2022.html>

六 入札参加資格の取消し等

1 入札参加資格を有する者が次の(一)から(四)までのいずれかに該当する場合その他知事が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又は三年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことがある。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合

(二) 一の(一)から(五)までの事由のいずれかに該当する者と判明した場合

(三) 資格審査の申請書（変更届を含む。）及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載したことが判明した場合

(四) 廃業等の届出又は入札参加を希望している業種等の全てを取り下げる届出を行った場合

2 一の(一)から(三)までの事由により入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたときは、その旨を当該入札参加資格を有する者に通知するものとする。

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

令和5年4月4日

大分県知事 広瀬 勝 貞

1 競争入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の種類

大分県警察情報管理システム用サーバ等賃貸借契約

(2) 借入期間

令和5年12月1日から令和10年11月30日まで（60ヵ月）

（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(3) 納入期限

令和5年11月30日

(4) 納入場所

大分県警察本部警務部情報管理課

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この調達に、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）を取得している者であること。

(3) この調達に係る営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ている者であること。

(4) この公告の日から7の(2)に掲げる開札の日時までの間に、競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。

(5) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員が役員となっている事業者

エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者

オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料等の購入契約等を締結している者

カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者

<p>キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者</p> <p>ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用してしている者</p> <p>(6) 納入しようとする物品が仕様を満たすことを証明する書類等を令和5年5月22日(月)午後5時までに大分県警察本部警務部情報管理課企画・指導係に提出し、審査を受け、承認を受けた者</p> <p>3 競争入札参加資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所</p> <p>(1) 申請の時期 令和5年4月4日(火)から同月24日(月)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。</p> <p>(2) 申請書類の入手場所 大分県ホームページ (https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2022.html) より申請書類をダウンロードし、又は(3)に掲げる場所において交付を受けること。</p> <p>(3) 申請書類の提出先及び問合せ先 大分県会計管理局用度管理課物品調達班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2957</p> <p>4 契約条項を示す場所及び日時</p> <p>(1) 場所 大分県警察本部警務部情報管理課企画・指導係 〒870-8502 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-536-2131 内線 2434</p> <p>(2) 日時 令和5年4月4日(火)から同年5月15日(月)まで(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで</p> <p>5 入札書及び契約の手續において使用する言語及び通貨</p> <p>(1) 使用言語 日本語 (2) 通貨 日本国通貨</p> <p>6 入札書の提出場所及び提出期限</p> <p>(1) 提出場所 大分県警察本部警務部会計課用度係 (2) 提出期限 令和5年5月29日(月)午前10時。ただし、郵送の場合は、同月26日(金)午後5時45分までに必着すること。</p>	<p>7 競争入札及び開札の場所及び日時等</p> <p>(1) 場所 大分県庁舎新館9階 会議室 (2) 日 時 令和5年5月29日(月) 午前10時 (3) 再度入札 開札をした場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合は直ちにその場で、郵送による入札を含む場合は別に定める場所及び日時に行うものとする。</p> <p>8 入札保証金に関する事項 免除する。</p> <p>9 契約保証金に関する事項 契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p> <p>(1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。 (2) 過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結するとともに、これらを全て誠実に履行し、かつ、将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>10 無効入札に関する事項 大分県契約事務規則(昭和39年大分県規則第22号)第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。 なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。</p> <p>(1) 金額の記載がないもの (2) 入札に関する条件に違反したもの (3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。 (4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。</p> <p>11 最低制限価格に関する事項 設定しない。</p> <p>12 入札説明書の交付に関する事項</p> <p>(1) 交付場所 4の(1)に同じ。 (2) 交付日時 4の(2)に同じ。</p>
--	--

<p>13 落札者の決定の方法</p> <p>(1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をしたものを契約の相手方とする。</p> <p>(2) 落札となるべき同師の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かないものがあるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。</p> <p>14 入札に関する事務を担当する部局の名称 大分県警察本部警務部会計課用度係 〒870-8502 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-536-2131 内線 2263</p> <p>15 特約事項 この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約であるため、契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、契約の相手方と契約を解除できるものとする。</p> <p>16 その他</p> <p>(1) 2の(5)に掲げる資格要件については、必要に応じ、大分県警察本部に照会する場合があります。</p> <p>(2) その他の詳細は、入札説明書による。</p> <p>(3) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。</p> <p>17 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of products to be rented Server for Oita Prefectural Police Information Management System</p> <p>(2) Time limit for tender 10:00a.m.29 May 2023</p> <p>(3) Office Information Administration Division, Oita Prefectural Police 3-3-1 Ohre-machi, Oita city 870-8502 Tel 097-536-2131</p> <p>~~~~~</p> <p>次のとおり一般競争入札に付するので公告する。 令和5年4月4日</p>	<p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p> <p>1 競争入札に付する事項</p> <p>(1) 調達をする物品等の種類 大分県警察情報ネットワーク用通信機器賃貸借契約</p> <p>(2) 借入期間 令和6年3月1日から令和11年11月30日まで（69か月） （地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）</p> <p>(3) 納入期限 令和6年2月29日</p> <p>(4) 納入場所 大分県警察本部警務部情報管理課ほか18所在地</p> <p>2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項 この調達は、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。</p> <p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）を取得している者であること。</p> <p>(3) この調達に係る営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ている者であること。</p> <p>(4) この公告の日から7の(2)に掲げる開札の日時までの間に、競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。</p> <p>(5) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。</p> <p>ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）</p> <p>イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）</p> <p>ウ 暴力団員が役員となっている事業者</p> <p>エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者</p> <p>オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料等の購入契約等を締結している者</p> <p>カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者</p>
---	---

<p>キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者</p> <p>ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用してしている者</p> <p>(6) 納入しようとする物品等の機器等リースを令和5年5月19日(金)午後5時までに大分県警察本部警務部情報管理課企画・指導係に提出した者</p> <p>(7) 納入しようとする物品が仕様を満たすことを証明する書類等を令和5年5月19日(金)午後5時までに大分県警察本部警務部情報管理課企画・指導係に提出し、審査を受け、承認を受けた者</p> <p>3 競争入札参加資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所</p> <p>(1) 申請の時期 令和5年4月4日(火)から同月24日(月)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。</p> <p>(2) 申請書類の入手場所 大分県ホームページ (https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2022.html) より申請書類をダウンロードし、又は(3)に掲げる場所において交付を受けること。</p> <p>(3) 申請書類の提出先及び問合せ先 大分県会計管理局用度管理課物品調達班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2957</p> <p>4 契約条項を示す場所及び日時</p> <p>(1) 場所 大分県警察本部警務部情報管理課企画・指導係 〒870-8502 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-536-2131 内線 2434</p> <p>(2) 日時 令和5年4月4日(火)から同年5月15日(月)まで(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで</p> <p>5 入札書及び契約の手續において使用する言語及び通貨</p> <p>(1) 使用言語 日本語 (2) 通貨 日本国通貨</p> <p>6 入札書の提出場所及び提出期限</p> <p>(1) 提出場所 大分県警察本部警務部会計課用度係</p>	<p>(2) 提出期限 令和5年6月5日(月)午前9時。ただし、郵送の場合は、同月2日(金)午後5時45分までに到着すること。</p> <p>7 競争入札及び開札の場所及び日時等</p> <p>(1) 場所 大分県庁舎新館9階 会議室 (2) 日 時 令和5年6月5日(月)午前9時 (3) 再度入札 開札をした場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合は直ちにその場で、郵便による入札を含む場合は別に定める場所及び日時に行うものとする。</p> <p>8 入札保証金に関する事項 免除する。</p> <p>9 契約保証金に関する事項 契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p> <p>(1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。 (2) 過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結するとともに、これらを全て誠実に履行し、かつ、将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>10 無効入札に関する事項 大分県契約事務規則(昭和39年大分県規則第22号)第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。 なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。</p> <p>(1) 金額の記載がないもの (2) 入札に関する条件に違反したものの (3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。 (4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。</p> <p>11 最低制限価格に関する事項 設定しない。</p> <p>12 入札説明書の交付に関する事項</p> <p>(1) 交付場所 4の(1)に同じ。</p>
---	---

<p>(2) 交付日時 4の(2)に同じ。</p> <p>13 落札者の決定の方法</p> <p>(1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をしたものを契約の相手方とする。</p> <p>(2) 落札となるべき同帥の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かないものがあるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。</p> <p>14 入札に関する事務を担当する部局の名称 大分県警察本部警務部会計課用度係 〒870-8502 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-536-2131 内線 2263</p> <p>15 特約事項 この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約であるため、契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、契約の相手方と契約を解除できるものとする。</p> <p>16 その他</p> <p>(1) 2の(5)に掲げる資格要件については、必要に応じ、大分県警察本部に照会する場合があります。</p> <p>(2) その他の詳細は、入札説明書による。</p> <p>(3) この調達は、世界貿易機関 (WTO) に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。</p> <p>17 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of products to be rented Communication equipment for the Oita Prefectural Police Information Network</p> <p>(2) Time limit for tender 9:00a.m.5 June 2023</p> <p>(3) Office Information Administration Division, Oita Prefectural Police 3-1-1 Ohte-machi, Oita city 870-8502 Tel 097-536-2131</p>	
---	--